

議第106号 呉市税条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部改正により、延滞金額の算定に係る計算の見直しが行われたこと等に伴い、所要の規定の整備をするものです。

2 主な改正の内容

(1) 延滞金額の算定に係る計算方法の見直し

国税における延滞税の取扱いの見直しに準拠して、次のとおり市民税の減額更正後に増額更正が行われた場合に、延滞金の計算の基礎となる期間から一定の期間を控除して延滞金額を計算することとします。

ア 個人市民税

所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の増額更正をしたとき（国の税務官署が所得税の増額更正をしたことに基因して、当初の賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額に達するまでの部分に相当する税額に限る。）について、延滞金の計算の基礎となる期間から一定の期間を控除して延滞金額を計算することとします。

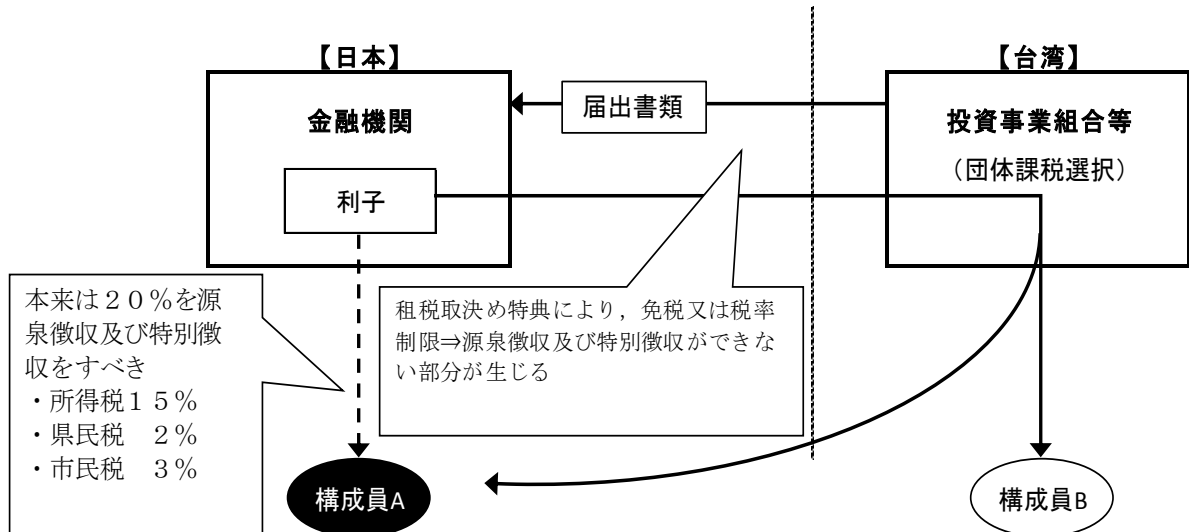
イ 法人市民税

修正申告書の提出があった場合において、当該修正申告書に係る市民税について当初申告書が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があった後に当該修正申告書の提出があったときは、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額に達するまでの部分に相当する税額に限る。）について、延滞金の計算の基礎となる期間から一定の期間を控除して延滞金額を計算することとします。

(2) 個人市民税における特例適用利子等及び特例適用配当等に係る規定の整備

日本と台湾との間で、国家間における租税条約に相当する枠組みが構築されたことにより、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部を改正する法律（昭和37年法律第144号）が一部改正され、日本の租税条約相手国以外の外国であって、相互主義を満たすものとして指定する外国（現在は台湾が該当）との間でも、国家間の租税条約締結と同様の課税に関する特例が適用されることとなりました。そのため、外国に所在する投資事業組合等を通じて日本国居住者である構成員が得る利子及び配当に係る個人市民税について、特別徴収ができない場合の申告に基づく課税に関する規定等の整備を行います。

【参考】



- ・ 日本国居住者である構成員Aが台湾所在の投資事業組合等を通じて日本の国内源泉所得となる利子所得を得る。
- ・ 当該投資事業組合等は日本の国内法による課税上存在しないものとして取り扱われる一方、台湾の国内法上は課税客体とされるため、日台租税取決めでは当該利子所得は当該投資事業組合等の所得とみなされる。
- ・ 一方の居住者が取得する他方の国の源泉所得については、源泉地国（この例の場合は日本）においては限度税率（台湾との取決めにおいては10パーセント）による課税又は免税としなければならない。当該投資事業組合等が免税とすべき機関である場合、日本の金融機関による源泉徴収（特別徴収）は行われぬ。
- ・ この場合、日本の国内法上は日本国居住者に対し20パーセント（所得税15パーセント＋県民税2パーセント＋市民税3パーセント）で課税できるにもかかわらず、源泉徴収及び特別徴収がされないため、課税してよい20%を課税するための規定が必要となる。

(3) その他

前2号の改正に伴う、条項の整理及び字句の修正を行います。

3 施行期日

平成29年1月1日